



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年9月12日金曜日 第2605号

## ◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（9件）.....	（経営支援課）... 745
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	（ " ）... 750
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	（農地整備課）... 751
保安林の指定.....	（森林整備課）... 751
保安林の指定の解除.....	（ " ）... 751
公共測量の実施の通知.....	（道路維持課）... 751
建設業者の許可の取消し.....	（中予地方局管理課）... 752
指定道路の指定.....	（中予地方局建築指導課）... 752
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	（南予地方局地域福祉課）... 752
道路の区域変更（県道肱川公園線）.....	（南予地方局大洲土木事務所）... 752
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）... 752
道路の区域変更（県道立石内子線）.....	（ " ）... 753
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）... 753
落札者等の告示.....	（警察本部会計課）... 753

## 公 告

マイクロバス（スクールバス）の購入.....	（会計課）... 753
------------------------	--------------

## 教育委員会規則

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則並びに愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則.....	（教育総務課教職員厚生室）... 754
--	----------------------

## 公安委員会規則

愛媛県公安委員会運営規則の一部を改正する規則.....	（警察本部総務課）... 756
-----------------------------	------------------

## 公安委員会告示

犯罪被害者等早期援助団体の指定.....	（警察本部警務課）... 757
----------------------	------------------

## 雑 報

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の平成25年度に係る財務諸表の公告.....	（保健福祉課）... 757
--	----------------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1043号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年9月12日

愛媛県知事 中村時広

### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ダイキ one 新居浜	新居浜市瀬戸町甲40番地	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之	平成26年 5月26日	平成26年 8月27日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

西の土居ショッピングセンター	新居浜市西の土居1丁目153番地 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名			
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名			

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1044号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 9月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ダイキ西条店	西条市朔日市796番1	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之	平成26年 5月26日	平成26年 8月27日
ダイキ周桑店	西条市周布750番地1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ壬生川店	西条市北条1594 外	大規模小売店舗の名称	ダイキ東予店	マルナカ壬生川店	平成25年 4月1日	平成26年 5月26日
		大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之	平成26年 5月26日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者	ダイキ株式会社	株式会社マルナカ	平成25年 4月1日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1045号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において

準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 9月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ダイキ北条店	松山市北条辻410番1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之	平成26年 5月26日	平成26年 8月27日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
ダイキE X美沢	松山市美沢一丁目9番33号	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
ダイキナーサリー朝生田店	松山市朝生田町540-1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
平田ショッピングセンター敷地A	松山市平田町162番地1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
藤原ショッピングセンター	松山市藤原二丁目8番1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1046号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 9月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ダイキ伊予店	伊予市下吾川1042番1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 幸	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之	平成26年 5月26日	平成26年 8月27日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1047号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 9月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フジグラン重信・ダイキEX重信	東温市野田3丁目1番13号 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 宰	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之	平成26年 5月26日	平成26年 8月27日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1048号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 9月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
エミフルMASAKI-B	伊予郡松前町東古泉東浦676番地1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 宰	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之	平成26年 5月26日	平成26年 8月27日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1049号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに砥部町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 9月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
リバーサイドショッピングセンター	伊予郡砥部町拾町20番地 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 宰	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之	平成26年 5月26日	平成26年 8月27日
ダイキ宮内店・スーパー田中	伊予郡砥部町宮内1031番1号 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに砥部町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1050号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 9月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ダイキ宇和島南店	宇和島市保田字宮ノ段甲672番地 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 宰	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之	平成26年 5月26日	平成26年 8月27日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1051号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 9 月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 年 月 日
ダイキ宇和店	西予市宇和町卯之町 4丁目518番3 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 宰	ダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之	平成26年 5月26日	平成26年 8月27日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1052号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年 9 月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届 出 年 月 日
スーパーABC久米店	松山市鷹子町1-1	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前10時	午前9時	平成26年 9月2日	平成26年 9月1日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午後8時	午後9時		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から午後8時15分まで	午前8時45分から午後9時15分まで		
スーパーABC石井店	松山市北土居三丁目8番11	駐車場の位置	3箇所	2箇所	平成26年 9月1日	

	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後 8 時	午後 9 時	平成26年 9月 2日
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 8 時45分から午後 8 時15分まで	午前 8 時45分から午後 9 時15分まで	
	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	10箇所	8 箇所	平成26年 9月 1日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1053号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、八幡浜市高野地及び松柏地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成26年 9月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・高野地地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成26年 9月16日から10月15日まで

3 縦覧場所

八幡浜市役所八幡浜庁舎

○愛媛県告示第1054号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年 9月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林の所在場所

東温市滑川字今井谷甲932（次の図に示す部分に限る。）、戊199、字今井谷上戊170の 1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字今井谷甲932・戊199・字今井谷上戊170の 1（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1055号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年 9月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除に係る保安林の所在場所

新居浜市大永山字須領スズ尾344の102

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第1056号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定に基づき、愛南町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 9月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量（1 / 1,000地形図作成）

2 作業期間 平成26年 9月12日から

平成26年12月15日まで

3 作業地域 愛南町の一部

○愛媛県告示第1057号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年9月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(特-23)第2680号	平成23年9月7日	拓明建設(株)	永井 将司	上浮穴郡久万高原町西谷12669	平成26年7月7日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、ほ装工事業	建設業の廃止
(般-23)第16883号	平成23年7月11日	(株)ニイナイ実業	新内 一	松山市馬木町902-4	平成26年8月1日	とび・土工工事業 管工事業	建設業の廃止
(般-22)第10934号	平成22年8月21日	(有)エム・ワイ工企	丸山 博己	松山市新浜町乙49-58	平成26年8月5日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1058号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成26年9月12日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成26年9月4日

3 指定道路の位置

伊予郡松前町大字筒井字中須賀382番

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 29.34メートル

(2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第1059号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成26年9月12日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3813910068	有限会社介護サービスゆう	愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市469番地	松 井 功	同行援護	有限会社介護サービスゆう指定居宅介護事業所	愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市469番地	平成26年9月1日
3810300172	有限会社ケアサポートゆずりは	愛媛県宇和島市祝森甲3081番地1	菊 地 比呂子	同行援護	有限会社ケアサポートゆずりは	愛媛県宇和島市祝森甲3081番地1	平成26年9月1日

○愛媛県告示第1060号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年9月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	喜多郡内子町福岡乙264番3	旧	メートル 5.0~7.9	キロメートル 0.019	
			新	5.0~9.2	0.019	

○愛媛県告示第1061号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のようを開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年9月12日

愛媛県知事 中 村 時 広



道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	喜多郡内子町福岡乙264番 3	平成26年 9月12日

○愛媛県告示第1062号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 9月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	立石内子線	喜多郡内子町大瀬南1186番 5	旧	メートル 6.0～ 8.0	キロメートル 0.014	
			新	6.1～ 9.4	0.014	

○愛媛県告示第1063号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 9月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	立石内子線	喜多郡内子町大瀬南1186番 5	平成26年 9月12日

○愛媛県告示第1064号

次のとおり落札者を決定した。

平成26年 9月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
情報ネットワーク用機器 1式の借入れ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成26年 8月 6日	西日本電信電話株式会社愛媛支店 愛媛県松山市一番町四丁目3番地	1,098,576円 (月額)	一般競争入札	平成26年 6月27日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年 9月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

マイクロバス（スクールバス）の購入

(2) 購入物品名及び数量

マイクロバス（スクールバス） 3台

（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

平成27年 3月23日（月）

(5) 納入場所

愛媛県立宇和特別支援学校（所在地：西予市宇和町卯之町 3-85）

(6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金

額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 912 2156

- (2) 入札書の受領期間

電子入札による場合は、平成26年10月29日（水）の午前9時から同月30日（木）午前9時59分まで

紙入札による場合は、平成26年10月30日（木）午前9時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成26年10月30日（木）午前10時00分

愛媛県総務部入札室 本館2階

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成26年10月22日（水）午後5時00分

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

- (7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (8) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力のうち、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

## 5 summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Three microbuses ( School bus )
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m. 30 October 2014
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2156

## 教育委員会規則

### ○愛媛県教育委員会規則第7号

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則並びに愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年9月12日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡 義勝

**愛媛県奨学資金貸与条例施行規則並びに愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則**

（愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部改正）

**第1条** 愛媛県奨学資金貸与条例施行規則（昭和37年愛媛県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																											
<p><b>第1号様式（第4条関係） 愛媛県奨学生願書</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="5">省略</td></tr> <tr> <td style="width:20%;">ふりがな</td> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:10%;">性別</td> <td style="width:10%;">男・女</td> <td style="width:10%;">生年 月日</td> <td style="width:10%;">省略</td> </tr> <tr><td colspan="5">氏名</td></tr> <tr><td colspan="5">省略</td></tr> <tr> <td>生計を一に</td> <td colspan="4">省略</td> </tr> <tr> <td>する家族及</td> <td colspan="2">父と母双方の所得金額の合計又はこれに代わ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>び所得</td> <td colspan="2">つて家計を支えている者の所得金額の合計</td> <td>A</td> <td>万円</td> <td>省略</td> </tr> <tr><td colspan="5">省略</td></tr> </table> <p>(注) 省略</p> <p><b>第4号様式（第9条関係） 誓約書</b></p> <p>省略</p> <p>なお、奨学金の返還については、規則に従って履行することを連署して誓約します。</p> <p>また、奨学金の貸与又は返還の実施のために必要があるときは、奨学生本人及び連帯保証人の住所、所在、勤務先、資産、収入等について、愛媛県教育委員会が官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が愛媛県教育委員会に対し当該調査等に回答することに同意します。</p> <p>さらに、同意の内容については、奨学金の返還が完了するまで、下記の住所又は氏名に変更があつた場合も有効な旨、併せて同意します。</p> <p>省略</p> <p>(注) 省略</p> <p><b>第8号様式（第15条関係） 奨学金借用証書</b></p> <p>省略</p> <p>つきましては、関係諸規程に従い、奨学金返還明細書のとおり滞りなく返還いたします。万一正当な理由がなくて、奨学金の返還を怠つた場合には、返還期限にかかわらず返還未済の金額に対する一括返還の請求を受けても、又は強制徴収の処置を執られても異議ありません。</p> <p>なお、この奨学金の返還について訴訟が生じたときは、現住所のいかにかわらず、愛媛県松山市を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに異議ありません。</p> <p>省略</p> <p>(注) 省略</p>	省略					ふりがな		性別	男・女	生年 月日	省略	氏名					省略					生計を一に	省略				する家族及	父と母双方の所得金額の合計又はこれに代わ					び所得	つて家計を支えている者の所得金額の合計		A	万円	省略	省略					<p><b>第1号様式（第4条関係） 愛媛県奨学生願書</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> <tr> <td style="width:20%;">ふりがな</td> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:10%;">生年 月日</td> <td style="width:10%;">省略</td> </tr> <tr><td colspan="4">氏名</td></tr> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> <tr> <td>生計を一に</td> <td colspan="3">省略</td> </tr> <tr> <td>する家族及</td> <td colspan="2">主に家計を支えている者に○印を付ける。</td> <td>( )万円</td> </tr> <tr> <td>び所得</td> <td colspan="2">主に家計を支えている者(1人)の所得金額</td> <td>A 万円</td> </tr> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> </table> <p>(注) 省略</p> <p><b>第4号様式（第9条関係） 誓約書</b></p> <p>省略</p> <p>なお、奨学金の返還については、規則に従って履行することを連署して誓約します。</p> <p>省略</p> <p>(注) 省略</p> <p><b>第8号様式（第15条関係） 奨学金借用証書</b></p> <p>省略</p> <p>つきましては、関係諸規程に従い、奨学金返還明細書のとおり滞りなく返還いたします。万一正当な理由がなくて、奨学金の返還を怠つた場合には、返還期限にかかわらず返還未済の金額に対する一括返還の請求を受けても、又は強制徴収の処置を執られても異議ありません。</p> <p>省略</p> <p>(注) 省略</p>	省略				ふりがな		生年 月日	省略	氏名				省略				生計を一に	省略			する家族及	主に家計を支えている者に○印を付ける。		( )万円	び所得	主に家計を支えている者(1人)の所得金額		A 万円	省略			
省略																																																																												
ふりがな		性別	男・女	生年 月日	省略																																																																							
氏名																																																																												
省略																																																																												
生計を一に	省略																																																																											
する家族及	父と母双方の所得金額の合計又はこれに代わ																																																																											
び所得	つて家計を支えている者の所得金額の合計		A	万円	省略																																																																							
省略																																																																												
省略																																																																												
ふりがな		生年 月日	省略																																																																									
氏名																																																																												
省略																																																																												
生計を一に	省略																																																																											
する家族及	主に家計を支えている者に○印を付ける。		( )万円																																																																									
び所得	主に家計を支えている者(1人)の所得金額		A 万円																																																																									
省略																																																																												

(愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部改正)

**第2条** 愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則(昭和50年愛媛県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>様式第3号（第4条関係） 誓約書</b></p> <p>省略</p> <p>なお、修学奨励資金の返還の債務を生じたときは、規則に従って返還することを連署して誓約します。</p> <p>また、<u>修学奨励資金の貸与又は返還の実施のために必要があるときは、奨励生本人及び連帯保証人の住所、所在、勤務先、資</u></p>	<p><b>様式第3号（第4条関係） 誓約書</b></p> <p>省略</p> <p>なお、修学奨励資金の返還の債務を生じたときは、規則に従って返還することを連署して誓約します。</p>

産、収入等について、愛媛県教育委員会が官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が愛媛県教育委員会に対し当該調査等に回答することに同意します。

さらに、同意の内容については、修学奨励資金の返還が完了するまで、下記の住所又は氏名に変更があつた場合も有効な旨、併せて同意します。

省略

(注) 省略

**様式第6号(第9条関係) 修学奨励資金借用証書**

省略

つきましては、関係諸規程に従い、修学奨励資金返還明細書のとおり滞りなく返還いたします。万一正当な理由がなくて、修学奨励資金の返還を怠つた場合には、返還期限にかかわらず返還未済の金額に対する一括返還の請求を受けても、又は強制徴収の処置を執られても異議ありません。

なお、この修学奨励資金の返還について訴訟が生じたときは、現住所のいかにかわらず、愛媛県松山市を管轄する裁判所を管轄裁判所とするに異議ありません。

省略

(注) 省略

省略

(注) 省略

**様式第6号(第9条関係) 修学奨励資金借用証書**

省略

つきましては、関係諸規程に従い、修学奨励資金返還明細書のとおり滞りなく返還いたします。万一正当な理由がなくて、修学奨励資金の返還を怠つた場合には、返還期限にかかわらず返還未済の金額に対する一括返還の請求を受けても、又は強制徴収の処置を執られても異議ありません。

省略

(注) 省略

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の愛媛県奨学資金貸与条例施行規則第1号様式及び第4号様式の規定は、平成27年度以後に奨学生となる者について適用し、平成26年度以前に奨学生となった者については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則様式第3号の規定は、平成27年度以後に奨励生となる者について適用し、平成26年度以前に奨励生となった者については、なお従前の例による。

**公安委員会規則**

**○愛媛県公安委員会規則第9号**

愛媛県公安委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年9月12日

愛媛県公安委員会委員長 山 本 泰 正

**愛媛県公安委員会運営規則の一部を改正する規則**

愛媛県公安委員会運営規則(平成13年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(議事)	(議事)
第7条 公安委員会は、2人以上の委員(委員長を含む。第10条第1項を除き、以下同じ。)の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。	第7条 公安委員会は、2人以上の委員(委員長を含む。_____ _____ 以下同じ。)の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。
2・3 省略	2・3 省略
(緊急の場合の権限行使)	(緊急の場合の権限行使)
第10条 委員長は、緊急を要する場合において、_____ _____ 会議を開くことができないときは、第2条第1項の規定にかかわらず、会議以外の方法で他の委員の意見を求め、2人以上の委員(委員長を含む。)の意見をもって公安委員会の権限を行うことができる。ただし、災害その他	第10条 委員長は、緊急を要する場合において、 <u>会議を招集する</u> いとまがないとき、又は招集しても会議を開くことができないときは、第2条第1項の規定にかかわらず、会議以外の方法で他の委員の意見を求め、2人以上の委員_____ _____ の意見をもって公安委員会の権限を行うことができる。

非常事態の発生により他の委員の意見を求めることができないときは、自らの意見をもって公安委員会の権限を行うことができる。

2 前項の規定により公安委員会の権限を行った委員長は、そのとった措置について、次の会議において報告しなければならない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 公安委員会告示

##### ○愛媛県公安委員会告示第3号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により犯罪被害者等早期援助団体として次の法人を指定したので、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第2条の規定に基づき公示する。

平成26年9月12日

愛媛県公安委員会委員長 山 本 泰 正

1 名称

公益社団法人被害者支援センターえひめ

2 住所

愛媛県松山市井門町544番地4

3 代表者の氏名

武井 義定

4 援助事業を行う事務所の名称

公益社団法人被害者支援センターえひめ

5 援助事業を行う事務所の所在地

愛媛県松山市井門町544番地4

6 援助事業に係る犯罪被害等

法第2条第4項に規定する犯罪被害等

7 指定年月日

平成26年9月10日

#### 雑 報

##### ○公 告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第4項の規定に基づき、公立大学法人愛媛県立医療技術大学の平成25年度に係る財務諸表について、次のとおり公告する。

平成26年9月12日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学  
理事長 橋 本 公 二

## 貸借対照表

(平成26年3月31日)

【単位：円】

勘定科目	金額	
資産の部		
I 固定資産		
1 有形固定資産		
建物	1,303,234,850	
建物減価償却累計額	188,484,773	1,114,750,077
構築物	7,087,500	
構築物減価償却累計額	1,850,625	5,236,875
工具器具備品	152,319,067	
工具器具備品減価償却累計額	58,717,803	93,601,264
図書		288,705,639
有形固定資産合計		1,502,293,855
2 無形固定資産		
ソフトウェア		2,614,258
電話加入権		18,000
無形固定資産合計		2,632,258
固定資産合計		1,504,926,113
II 流動資産		
現金及び預金		345,349,823
未収入金		6,381,835
たな卸資産		676,445
前払費用		1,185,129
流動資産合計		353,593,232
資産合計		1,858,519,345
負債の部		
I 固定負債		
1 資産見返負債		
資産見返運営費交付金等	40,433,958	
資産見返補助金等	32,613,304	
資産見返寄附金	10,544,300	
資産見返物品受贈額	269,201,997	352,793,559
2 長期リース債務	9,766,087	9,766,087
固定負債合計		362,559,646
II 流動負債		
運営費交付金債務	11,905,340	
寄附金債務	1,933,882	
前受受託研究費等	897,145	
未払金	115,238,718	
リース債務	13,450,178	
未払費用	12,337,268	
預り科学研究費補助金	6,131,875	
預り金	5,455,580	
流動負債合計		167,349,986
負債合計		529,909,632
純資産の部		
I 資本金		
地方公共団体出資金	1,285,010,000	
資本金合計		1,285,010,000
II 資本剰余金		
資本剰余金	33,645,590	
損益外減価償却累計額( )	189,212,731	
資本剰余金合計		155,567,141
III 利益剰余金		
教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金	46,503,398	
積立金	94,411,815	
当期末処分利益	58,251,641	
(うち当期総利益 58,251,641)		
利益剰余金合計		199,166,854
純資産合計		1,328,609,713
負債純資産合計		1,858,519,345

## 損 益 計 算 書

(平成25年 4月 1日 - 平成26年 3月31日)

【単位：円】

勘 定 科 目	金 額	
経常費用		
業務費		
教育経費	62,989,923	
研究経費	30,983,633	
教育研究支援経費	12,222,559	
受託研究費	102,855	
受託事業費	589,613	
役員人件費	42,893,805	
教員人件費	543,727,918	
職員人件費	112,606,412	806,116,718
一般管理費		81,199,908
財務費用		
支払利息	441,016	441,016
経常費用合計		<u>887,757,642</u>
経常収益		
運営費交付金収益		678,157,198
授業料収益		192,530,800
入学金収益		40,185,000
検定料収益		12,562,000
受託研究等収益		102,855
受託事業等収益		589,613
寄附金収益		1,993,784
資産見返負債戻入		
資産見返運営費交付金等戻入	3,887,931	
資産見返寄附金戻入	939,540	
資産見返補助金等戻入	3,851,951	
資産見返物品受贈額戻入	2,316,288	10,995,710
財務収益		
受取利息	96,090	96,090
雑益		
財産貸付料収益	656,962	
手数料収入	67,000	
物品等売却収入	496,358	
雑益	7,575,913	8,796,233
経常収益合計		<u>946,009,283</u>
経常利益		<u>58,251,641</u>
当期純利益		<u>58,251,641</u>
当期総利益		<u><u>58,251,641</u></u>

## キャッシュ・フロー計算書

(平成25年 4月 1日 - 平成26年 3月31日)

【単位：円】

区 分	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	85,079,529
人件費支出	673,722,183
その他の業務支出	60,909,763
運営費交付金収入	684,168,082
授業料収入	190,387,600
入学金収入	39,762,000
検定料収入	12,562,000
受託研究等収入	1,000,000
受託事業等収入	589,613
補助金収入	28,808,000
その他の収入	6,774,721
小計	144,340,541
業務活動によるキャッシュ・フロー	144,340,541
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の払戻しによる収入	45,000,000
有形固定資産の取得による支出	60,504,425
小計	15,504,425
利息の受取額	96,090
投資活動によるキャッシュ・フロー	15,408,335
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	13,239,283
小計	13,239,283
利息の支払額	456,917
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,696,200
IV 資金増加額	115,236,006
V 資金期首残高	230,113,817
VI 資金期末残高	345,349,823



## 利益の処分に関する書類

(平成26年 8月27日)

【単位：円】

勘 定 科 目	金 額
I 当期末処分利益 当期総利益	58,251,641
II 利益処分額 積立金 地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額 (教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金)	33,037,267  <u>25,214,374</u> <u>58,251,641</u>

## 行政サービス実施コスト計算書

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

【単位：円】

勘 定 科 目	金 額	
I 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用		
業務費	806,116,718	
一般管理費	81,199,908	
財務費用	441,016	887,757,642
(2) (控除)自己収入等		
授業料収益	192,530,800	
入学金収益	40,185,000	
検定料収益	12,562,000	
受託研究等収益	102,855	
受託事業等収益	589,613	
寄附金収益	1,993,784	
資産見返寄附金戻入	939,540	
財務収益	96,090	
雑益	3,717,233	252,716,915
業務費用合計		635,040,727
II 損益外減価償却相当額		48,363,919
III 引当外賞与増加見積額		806,305
IV 引当外退職給付増加見積額		82,646,136
V 機会費用		
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用		83,204,472
地方公共団体出資の機会費用		6,849,287
VI 行政サービス実施コスト		<u>690,005,964</u>

## 注 記

## I 重要な会計方針

## 1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、退職一時金及び派遣職員人件費については費用進行基準を採用しています。

## 2. 減価償却の会計処理方法

## (1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、県から承継した固定資産については承継時の残存耐用年数で減価償却しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 11年～27年

構築物 10年

工具器具備品 3年～5年

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第85）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいています。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与一時金については、運営費交付金により財源措置されているため、賞与に係る引当金は計上していません。

なお、職員に支給する賞与のうち、翌事業年度の運営費交付金により財源措置されるものについては、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額として、当事業年度末の支給対象期間に応じた支給見込額から前事業年度末の同見込額を控除した額を計上しています。

## (2) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置されているため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第87に基づき計算された退職一時金に係る当事業年度末の引当外退職給付見積額から前事業年度末における同見積額を控除した額を計上しています。

## 4. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品について、最終仕入原価法を採用しています。

## 5. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

## (1) 国等の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

愛媛県から無償貸付されている土地、建物については、愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則等に基づき使用料を算定しています。

## (2) 地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成25年3月29日の利回り（0.564%）および10年利付国債の平成26年3月31日の利回り（0.641%）を参考に期中平均利回りを0.603%とし計算しております。

## 6. リース取引の会計処理

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

## 7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

## II 貸借対照表注記

1. 翌期の運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額 38,355,258円

2. 翌期以降の運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額 461,589,640円

（愛媛県からの派遣職員に対する退職給付見積額は上記金額から除いております。）

## Ⅲ キャッシュ・フロー計算書注記

## 1. 資金の期末残高の貸借対照表表示科目の内訳

現金及び預金 345,349,823円

資金期末残高 345,349,823円

## 2. 重要な非資金取引

無償譲与等による固定資産の受入

当事業年度に受け入れた現物寄附の額 2,538,291円

## Ⅳ 行政サービス実施コスト計算書注記

1. 引当外賞与増加見積額の中には、愛媛県からの派遣職員に係る189,535円が含まれています。

2. 引当外退職給付増加見積額の中には、愛媛県からの派遣職員に係る 11,916,911円が含まれています。

## 3. 機会費用の内訳

機会費用はすべて設立団体（愛媛県）に係るものです。

## Ⅴ 金融商品に関する事項

## (1) 金融商品の状況に関する事項

当法人の資金運用は、預金、国債、地方債、政府保証債等に限定しております。なお、現在は預金のための運用となっており、運用先の経営状況等の監視等を行っています。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しています。

【単位：円】

	貸借対照表計上額 ( )	時 価 ( )	差 額
現金及び預金	345,349,823	345,349,823	0
未払金	(115,238,718)	(115,238,718)	(0)
リース債務	(23,216,265)	(23,246,752)	30,487

負債に計上されているものは、( )で示しています。

## (注)金融商品の時価の算定方法

## 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっています。

## 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっています。

## リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しています。

## Ⅵ 賃貸等不動産の時価等の開示に関する事項

該当事項はありません。

## Ⅶ 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

## Ⅷ 重要な後発事項

該当事項はありません。

附 属 明 細 書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第85特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

【単位：円】

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		差 引 当期末残高	摘要	
						当期償却額			
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	1,285,010,000	8,400,000	0	1,293,410,000	187,892,216	47,043,404	1,105,517,784	
	工具器具備品	0	25,227,590	0	25,227,590	1,320,515	1,320,515	23,907,075	注
	計	1,285,010,000	33,627,590	0	1,318,637,590	189,212,731	48,363,919	1,129,424,859	
有形固定資産 (特定償却資産を除く)	建物	3,255,000	6,569,850	0	9,824,850	592,557	357,004	9,232,293	
	構築物	7,087,500	0	0	7,087,500	1,850,625	708,750	5,236,875	
	工具器具備品	97,298,227	29,793,250	0	127,091,477	57,397,288	20,693,115	69,694,189	注
	図書	283,270,499	5,435,140	0	288,705,639			288,705,639	
	計	390,911,226	41,798,240	0	432,709,466	59,840,470	21,758,869	372,868,996	
有形固定資産 の合計	建物	1,288,265,000	14,969,850	0	1,303,234,850	188,484,773	47,400,408	1,114,750,077	
	構築物	7,087,500	0	0	7,087,500	1,850,625	708,750	5,236,875	
	工具器具備品	97,298,227	55,020,840	0	152,319,067	58,717,803	22,013,630	93,601,264	
	図書	283,270,499	5,435,140	0	288,705,639			288,705,639	
	計	1,675,921,226	75,425,830	0	1,751,347,056	249,053,201	70,122,788	1,502,293,855	
無形固定資産	ソフトウェア	11,957,551	0	0	11,957,551	9,343,293	2,427,882	2,614,258	
	電話加入権	18,000	0	0	18,000			18,000	
	計	11,975,551	0	0	11,975,551	9,343,293	2,427,882	2,632,258	

注) 当期工具器具備品増加高の内訳

愛媛県の平成25年度公立大学法人愛媛県立医療技術大学機能強化事業費補助金を活用した機器整備による増加

(21種類 50,437,590円)

睡眠脳波ポリグラフィ装置	7,350,000円
ポリグラフ	7,224,000円
超音波診断装置	5,848,500円など
寄附による機器の増加	
レーザー血流計	1,512,000円など
設備更新による機器の増加	
チャイム設備一式(放送設備)	1,155,000円など

(2) たな卸資産の明細

【単位：円】

種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入	その他	払出	その他		
貯蔵品(灯油等)	577,256	9,406,004	0	9,480,609	0	502,651	
貯蔵品(郵券類等)	197,600	830,340	0	854,146	0	173,794	
計	774,856	10,236,344	0	10,334,755	0	676,445	

注) たな卸資産は費用計上方式により会計処理しております。

(3) 有価証券の明細

該当事項はありません。

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

- (5) 長期借入金の明細  
該当事項はありません。
- (6) 引当金の明細  
該当事項はありません。
- (7) 資産除去債務の明細  
該当事項はありません。
- (8) 保証債務の明細  
該当事項はありません。
- (9) 資本金および資本剰余金の明細

【単位：円】

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資 本 金	地方公共団体出資金	1 285 010 000	0	0	1 285 010 000	
	計	1 285 010 000	0	0	1 285 010 000	
資本剰余金	目的積立金	0	33 627 590	0	33 627 590	
	その他	18 000	0	0	18 000	
	計	18 000	33 627 590	0	33 645 590	
	損益外減価償却累計額	140 848 812	48 363 919	0	189 212 731	注
	差引計	140 830 812	14 736 329	0	155 567 141	

注) 特定償却資産の減価償却による増加

- (10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細
  - (10) - 1 積立金等の明細

【単位：円】

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金		49 333 821	30 797 167	33 627 590	46 503 398	注
法第40条第1項に基づく積立金		80 186 091	14 225 724	0	94 411 815	注
合計		129 519 912	45 022 891	33 627 590	140 915 213	

注) 当期増加額は、平成24年度の利益処分によるものです。また、当期減少額は、当該積立金の用途に沿った資産の取得によるものです。

- (10) - 2 目的積立金取崩しの明細

【単位：円】

区 分		金 額	摘 要
目的積立金取崩額	-	-	-
そ の 他	教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金取崩	33 627 590	建物附属設備及び工具器具備品の取得
合 計		33 627 590	

(11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(11) - 1 運営費交付金債務

【単位：円】

交付年度	期首残高	交 付 金 当期交付額	当期振替額					期末残高
			運営費交付金 収 益	資 産 見 返 運営費交付金	建 設 仮 勘 定 見 返 運 営 費 金	資 本 剰 余 金	小 計	
平成23年度	10,091,647	0	10,091,647	0	0	0	10,091,647	0
平成24年度	9,237,084	0	0	0	0	0	0	9,237,084
平成25年度	0	684,168,082	668,065,551	13,434,275	0	0	681,499,826	2,668,256
計	19,328,731	684,168,082	678,157,198	13,434,275	0	0	691,591,473	11,905,340

(11) - 2 運営費交付金収益

【単位：円】

区 分	平成23年度交付分	平成24年度交付分	平成25年度交付分	合 計
期間進行基準	0	0	521,339,725	521,339,725
費用進行基準	10,091,647	0	146,725,826	156,817,473
計	10,091,647	0	668,065,551	678,157,198

(12) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(12) - 1 施設費の明細

該当事項はありません。

(12) - 2 補助金等の明細

【単位：円】

区 分	当期交付額	当期振替額			摘 要
		資産見返補助金等	補助金収益	その他	
平成25年度公立大学法人愛媛県立医療技術大学機能強化事業費補助金	25,210,000	25,210,000	0	0	
計	25,210,000	25,210,000	0	0	

(13) 役員及び教職員の給与の明細

【単位：円、人】

区 分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人数	支給額	支給人数
役 員	常勤	30,649,341	3	6,014,682	1
	非常勤	450,000	4	0	0
	計	31,099,341	7	6,014,682	1
教職員	常勤	475,846,723	73	65,801,400	4
	非常勤	12,460,349	23	0	0
	計	488,307,072	96	65,801,400	4
合 計	常勤	506,496,064	76	71,816,082	5
	非常勤	12,910,349	27	0	0
	計	519,406,413	103	71,816,082	5

注1) 役員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人愛媛県立医療技術大学役員報酬規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学役員退職手当規程に基づき支給しています。

注2) 教職員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員給与規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の給与の支給等に関する細則、職員の住居手当に関する細則、職員の通勤手当の支給等に関する細則、職員の単身赴任手当に関する細則、職員の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する細則、職員の特殊勤務手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員退職手当規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の退職手当に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学有期雇用職員給与規程、非常勤講師の報酬額について（理事長決定）、日々雇用職員の賃金日額について（事務局長決定）に基づき支給しております。

注3) 役員および教職員の報酬または給与の支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しています。

注4) 支給額には法定福利費は含んでいません。

## (14) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

## (15) 業務費及び一般管理費の明細

【単位：円】

## 教育経費

消耗品費	8,351,777	
備品費	1,393,205	
印刷製本費	1,977,510	
水道光熱費	13,187,294	
旅費交通費	4,211,539	
通信運搬費	1,488,312	
賃借料	726,444	
保守費	7,443,586	
修繕費	470,204	
報酬・委託・手数料	8,519,400	
奨学費	2,566,200	
減価償却費	12,447,200	
雑費	207,252	62,989,923

## 研究経費

消耗品費	12,056,261	
備品費	1,655,435	
印刷製本費	115,150	
水道光熱費	2,573,380	
旅費交通費	7,928,875	
通信運搬費	452,770	
保守費	1,452,548	
修繕費	180,155	
諸会費	849,875	
会議費	1,200	
報酬・委託・手数料	468,946	
減価償却費	3,216,438	
雑費	32,600	30,983,633

## 教育研究支援経費

消耗品費	1,950,302	
印刷製本費	123,900	
水道光熱費	1,489,178	
旅費交通費	202,020	
通信運搬費	4,183,250	
賃借料	118,440	
保守費	840,568	
修繕費	150,000	
諸会費	71,800	
報酬・委託・手数料	13,182	
減価償却費	3,076,244	
雑費	3,675	12,222,559

## 受託研究費

102,855

## 受託事業費

589,613

## 役員人件費

報酬	22,226,878	
賞与	8,872,463	
退職給付費用	6,014,682	
法定福利費	5,779,782	42,893,805

## 教員人件費

常勤教員給与		
給料	284,486,903	
賞与	97,146,568	
退職給付費用	65,801,400	



法定福利費	89,237,047	536,671,918	
非常勤教員給与			
給料	7,056,000	7,056,000	543,727,918
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	75,034,275		
賞与	19,178,977		
法定福利費	12,952,391	107,165,643	
非常勤職員給与			
給料	5,404,349		
法定福利費	36,420	5,440,769	112,606,412
一般管理費			
消耗品費		7,825,420	
備品費		10,384,600	
印刷製本費		3,057,180	
水道光熱費		9,420,730	
旅費交通費		4,015,284	
通信運搬費		1,041,928	
賃借料		1,372,014	
福利厚生費		1,128,949	
保守費		6,973,709	
修繕費		10,412,577	
損害保険料		1,853,680	
広告宣伝費		758,100	
諸会費		1,000,800	
会議費		7,500	
報酬・委託・手数料		16,410,234	
減価償却費		5,446,869	
雑費		90,334	81,199,908

## (16) 寄附金の明細

【単位：円、件】

区 分	当期受入額	件 数	摘 要
現物寄附（工具器具備品）	2,037,000	2	
現物寄附（図書）	501,291	14	
合 計	2,538,291	16	

## (17) 受託研究の明細

該当事項はありません。

## (18) 共同研究の明細

【単位：円】

区 分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	その他	期末残高
共同研究	1,928,240	1,000,000	102,855	1,928,240	897,145
合 計	1,928,240	1,000,000	102,855	1,928,240	897,145

## (19) 受託事業等の明細

【単位：円】

区 分	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	その他	期末残高
受託事業	0	589,613	589,613	0	0
合 計	0	589,613	589,613	0	0

## (20) 科学研究費補助金の明細

【単位：円、件】

種 目	当期受入	件 数	摘 要
日本学術振興会 基盤研究（B）	(1,000,000) 300,000	1	
日本学術振興会 基盤研究（C）	(9,280,000) 2,784,000	13	
日本学術振興会 挑戦的萌芽研究	(3,350,000) 1,005,000	6	
日本学術振興会 若手研究（B）	(2,000,000) 600,000	3	
日本学術振興会 研究活動スタート支援	(1,300,000) 390,000	2	
合 計	(16,930,000) 5,079,000	25	

(注)上段( )内に直接経費相当額を、下段に間接経費相当額を記載しています。

## (21) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

## 現金及び預金の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
現金	8,000	
普通預金	345,341,823	
定期預金	0	
計	345,349,823	

## 資産見返物品受贈額の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
工具器具備品	256,697	
図書	266,944,767	
ソフトウェア	2,000,533	
計	269,201,997	

## 未払金の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
固定資産未払金	17,846,040	
その他未払金（人件費）	71,769,023	
その他未払金（物件費）	25,623,655	
計	115,238,718	